

介護福祉士等修学資金貸付制度

～貸付制度の手引き～

平成22年3月

改訂：平成23年3月

改訂：平成24年4月

改訂：平成25年4月

改訂：平成26年4月

介護福祉士等修学資金貸付制度について

この制度は、介護福祉士又は社会福祉士指定養成施設等に在学し、介護福祉士又は社会福祉士の資格取得を目指し、資格取得後に埼玉県内の社会福祉施設等で介護及び相談援助業務（以下、介護福祉士等の業務）に従事する意思を有する方に修学資金を貸し付けることにより、修学を容易にし、県内の社会福祉施設等において介護福祉士等の業務に従事する質の高い介護福祉士及び社会福祉士の養成確保に資することを目的とし実施しています。

目 次

1	介護福祉士等修学資金貸付制度のあらまし・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	(1) 目的	
	(2) 実施主体	
	(3) 貸付条件	
	(4) 貸付方法	
	(5) 資金の交付	
	(6) 貸付契約の解除	
	(7) 貸付の休止	
	(8) 返還について	
	(9) 返還の猶予	
	(10) 債務の免除	
	(11) 届出の義務	
	(12) 留意事項	
2	申込み等の手引き・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	(1) 貸付申込み手続き	
	(2) 養成施設等卒業後の手続き	
	(3) その他の手続き	
3	手続きに必要な提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	[在学中]	
	(1) 必ず提出しなければならないもの	
	(2) 変更事項がある場合に提出するもの	
	[卒業後]	
	(1) 必ず提出しなければならないもの	
	(2) 返還猶予を希望する場合に提出するもの	
	(3) 返還猶予の事由に変更があった場合に提出するもの	
4	資 料	
	(1) 埼玉県介護福祉士等修学資金貸付事業実施要領・・・・・・・・	16
	(2) 返還猶予又は返還免除を受けることができる対象施設・事業所等 及び職種の一覧表・・・・・・・・	21
	(3) 様式集・・・・・・・・	28

1 介護福祉士等修学資金貸付制度のあらまし

(1) 目的

この制度は、介護福祉士又は社会福祉士指定養成施設等（以下、「養成施設等」という。）に在学し、介護福祉士又は社会福祉士の資格の取得を目指す者で、将来埼玉県内の社会福祉施設等において介護福祉士等の業務に従事しようとする者に対し修学資金を貸し付け、もってその修学を容易にすることにより、県内の社会福祉施設等に勤務する質の高い介護福祉士及び社会福祉士の養成及び確保に資することを目的とします。

(2) 実施主体

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行います。

(3) 貸付対象・条件等

①貸付対象

- ア 平成26年度に介護福祉士・社会福祉士の養成施設等に入学した者
- イ 埼玉県内に住民登録している者
- ウ 介護福祉士・社会福祉士等の資格を取得した後、県内の社会福祉施設等において介護福祉士等の業務に従事する意思を有する者
- エ 成績優秀であり、かつ家庭の経済状況等から真に本資金が必要と認められる者
- オ 募集要領に定めた者

②貸付額等

下記の金額を上限として貸し付けます。

学費	月額	50,000円
入学準備金		200,000円（初回の貸付時）
就職準備金		200,000円（最終回の貸付時）
生活費加算	月額生活保護基準居宅（第1類）相当額	
		※対象者のみ。詳細はお問い合わせください。
実務者研修		200,000円

③貸付利子は無利子です。

④貸付期間は、養成施設等に在学する期間を限度とします。

⑤連帯保証人が必要です。（貸付希望者が未成年の場合は法定代理人）

⑥就職準備金は、養成施設等に働きながら修学する場合、貸し付けしません。

(4) 貸付方法

修学資金は、県社協と貸付対象者との契約により貸し付けます。

(5) 資金の交付

貸付方法

- ①貸付契約により、貸付金は、年に4回（毎月月額3ヶ月分ごと）指定の口座に振り込みます。（4月、7月、10月、1月）※貸付初年度は9月、10月、1月の3回を予定。初年度の1回目は、月額6ヶ月分を予定しています。
- ②入学準備金は、第1回の送金時に月額貸付金と合わせて一括して貸し付けます。

- ③就職準備金は、最終回の送金時に月額貸付金と合わせて一括して貸し付けます。
- ④実務者研修は一括で貸し付けます。

(6) 貸付契約の解除

県社協会長は、貸付の決定または交付を受けている者が、下記のいずれかに該当するときは、貸付けの契約を解除します。

- ①養成施設等を退学したとき
- ②修学生であることを辞退したとき
- ③心身等の故障等のため養成施設等を卒業する見込みがなくなると認められるとき
- ④学業成績が著しく不良となったと認められるとき
- ⑤虚偽その他不正な方法により資金の貸付けを受けたことが明らかになったとき
- ⑥その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

(7) 貸付の休止

貸付の決定または交付を受けている修学生が養成施設等を休学し、または停学の処分を受けたとき

(8) 返還について

返還の方法は、月賦、一括のいずれか希望する方法とし、納入通知書により金融機関の窓口から納付していただきます。

- ①返還が始まる時
ア 退学等の理由により貸付契約が解除されたとき
イ 養成施設等を卒業した日から1年以内に介護福祉士登録簿若しくは社会福祉士登録簿に登録しなかったとき（社会福祉士の場合は、本会が認める場合に限り、登録までの期間を卒業した日から2年以内とすることができる場合があります。）
ウ 卒業後1年以内に、県内の社会福祉施設等において介護・福祉の業務に従事しなかったとき
エ 県内において介護・福祉の業務に従事する意思がなくなったとき
オ 介護・福祉等の業務以外の事由により死亡し、または心身の故障により業務に従事できなくなったとき
- ②返還の期間は、貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間とします。
- ③正当な理由が無く、期日までに貸付金の返還をしなかったときは、延滞利子の支払い義務が生じます。

(9) 返還の猶予

申請により返還が猶予できる時

- ①資金の貸付けを中止された後も引き続き当該養成施設等に在学しているとき
- ②県内において介護・福祉の業務に従事しているとき
- ③卒業後、さらに他種の養成施設等で修学しているとき（介護福祉士養成施設等修学生だった者が社会福祉士養成施設等で修学、社会福祉士養成施設等修学生

だった者が介護福祉士養成施設等で修学しているとき)

- ④被災、傷病、心身の故障その他特別の事情により資金の返還が困難であると認められるとき

(10) 返還債務の免除

- ①申請より返還債務が免除となる時

ア 卒業後1年以内に、県内で介護・福祉等の業務に就き、引き続き5年間その業務に従事した場合（毎年、業務従事届を提出していただきます）

※中高年離職者（45才以上で離職して2年以内）や過疎地勤務（勤務地の限定があります）の場合は、別に免除要件がありますので、個別に相談してください。

イ 介護・福祉業務上の事由により死亡し、又は心身の故障のため業務を継続することができなくなった場合

ウ 死亡し、又は心身の障害その他特別の事情により貸付けを受けた資金を返還することができないと認められるとき。（審査があります）

- ②返還債務の一部が免除される時

ア 県内で介護・福祉等の業務に従事した場合で、その期間が貸し付けを受けた期間に相当する期間を越えたとき（審査があります）

(11) 届出の義務

届出が必要な時

- ①修学生（卒業後も準用）または連帯保証人の住所・氏名・勤務先その他重要な事項に異動があった時
- ②修学生が休学、復学、転学、退学した時
- ③修学生が停学、退学の処分を受けた時
- ④修学生が留年した時
- ⑤修学生であることを辞退する時
- ⑥死亡した時
- ⑦介護福祉士等の業務に従事した時
- ⑧勤務先を変更した時
- ⑨介護福祉士等の業務に従事しなくなった時

(12) 留意事項

- ①養成施設等への就学に関し、他の公的支援制度、国庫補助事業等を活用している方は貸付の対象とならない場合があります。

（例）

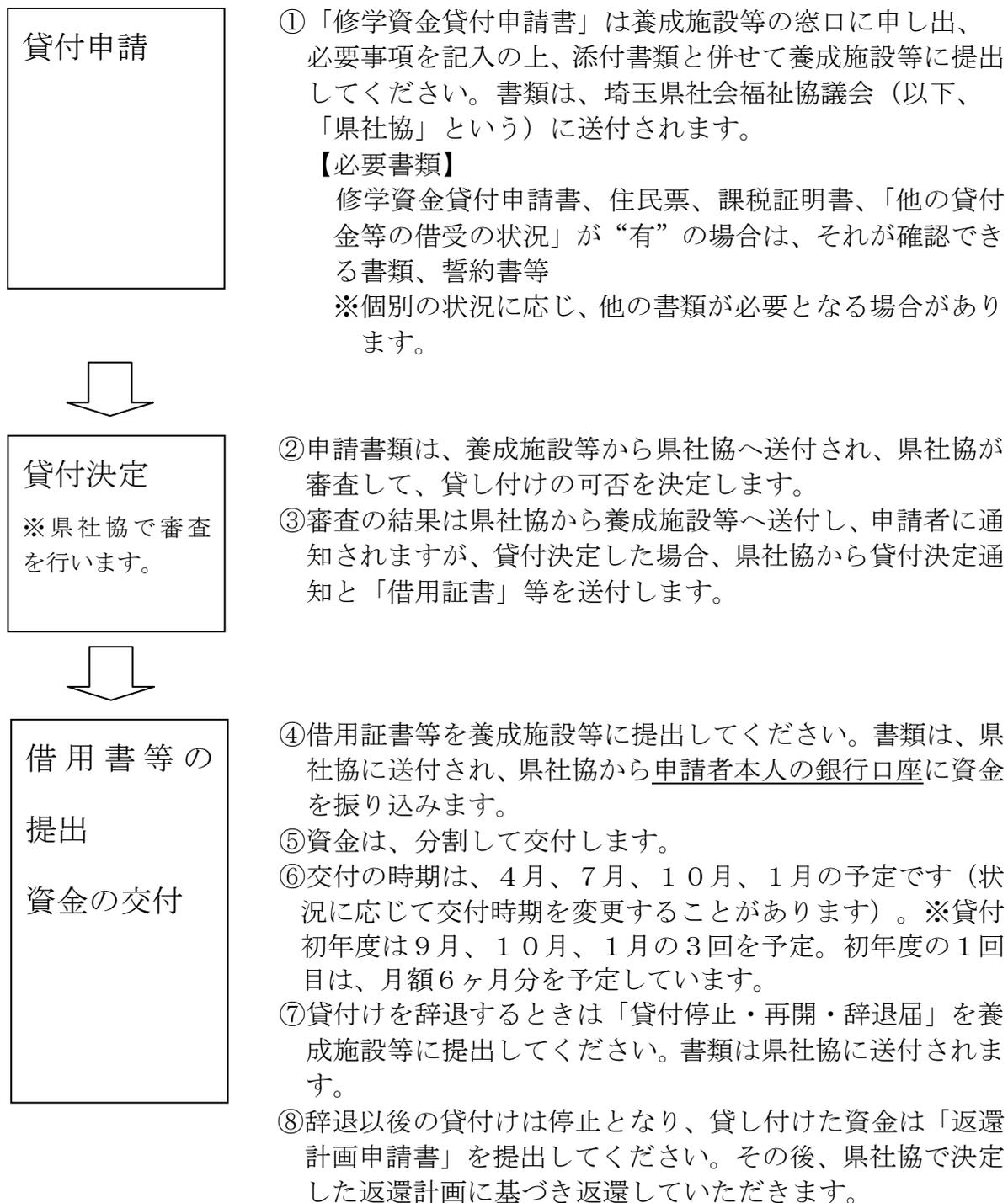
- ・職業訓練による介護福祉士訓練の受講者
- ・生活福祉資金の修学に関する資金を借受中の者
- ・母子及び寡婦福祉資金の修学に関する資金を借受中の者

- ②日本学生支援機構、日本政策金融公庫「国の教育ローン」、その他指定養成等の奨学金等を活用している方は、埼玉県社協が真に必要なと認める場合のみ貸し付けを行う場合があります。

- ③貸付の適否は必ず審査があります。審査の結果、御希望に沿えない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

2 申込み等の手続き

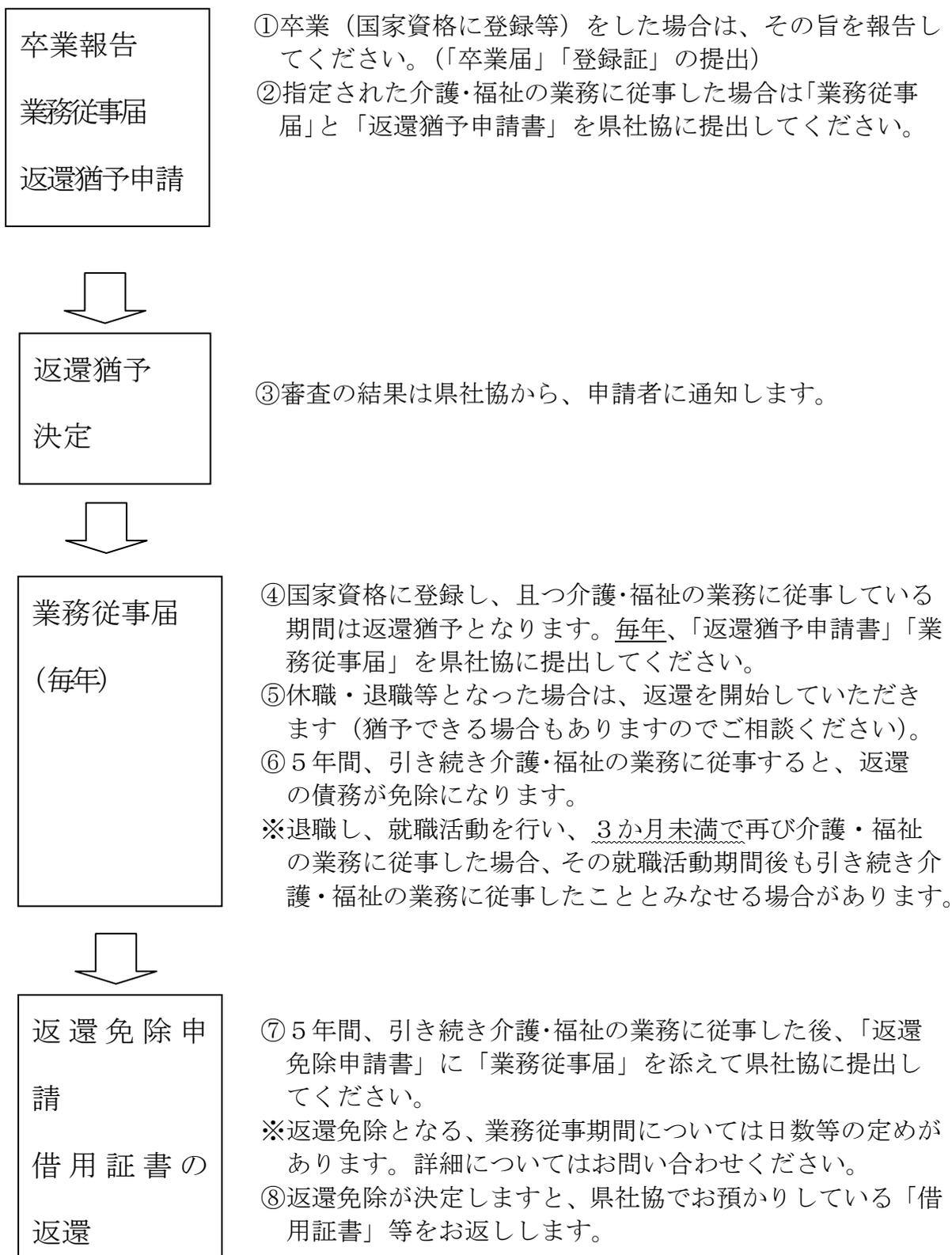
(1) 貸付申込み手続き



(2) 養成施設等卒業後の手続き

○返還猶予の場合

養成施設等を卒業（国家資格に登録）した場合、貸付金を返還していただきますが、資格取得後、直ちに指定された介護・福祉の業務に従事した場合等には、返還が猶予されます。



(別表) 修学資金の返還債務の免除に係る対象業務

※詳細はP20～P26参照

1 埼玉県内で以下の施設、職種で業務に従事

- (1) 昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種
(例：知的障害児施設の児童指導員、老人デイサービスセンターの生活相談員、市町村社会福祉協議会の福祉活動専門員 等)
- (2) 昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添2に定める職種
(例：特別養護老人ホームの介護職員、身体障害者更生施設の介護職員、指定居宅サービスの訪問介護員 等)
- (3) 昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」に定める当該施設の長

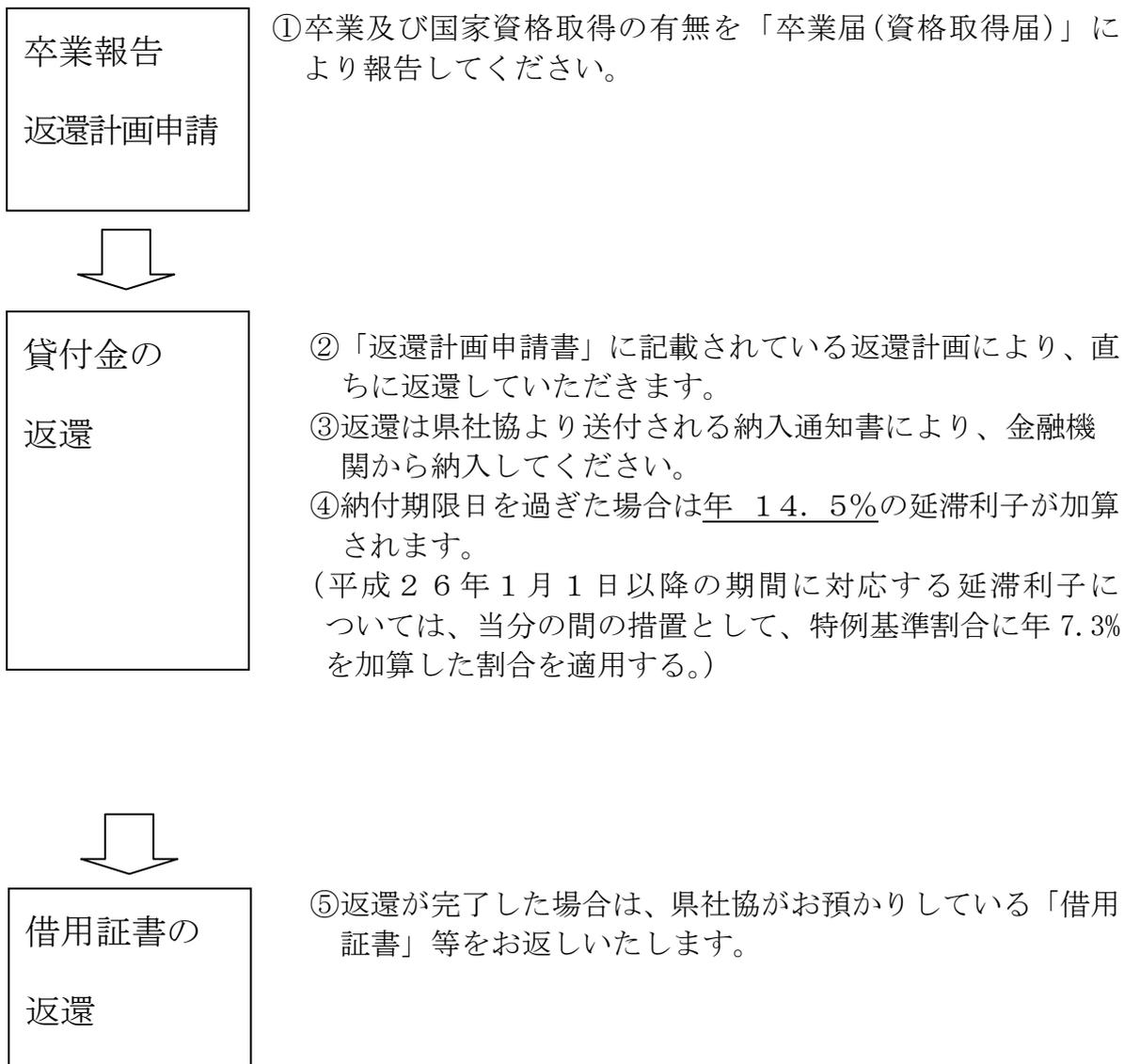
2 全国の区域で以下の施設において業務に従事

- (1) 国立障害者リハビリテーションセンター
- (2) 国立児童自立支援施設 等

※国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第2項の委託を受けた施設、医療型障害児入所施設「整肢療護園」、「むらさき愛育園」及び独立行政法人国立重度障害者総合施設のぞみの園が設置する施設を含む。

○返還の場合

介護福祉士・社会福祉士の資格登録をしなかった場合、養成施設等を卒業した日から1年以内に別表（前頁）に定める福祉施設等に就職しなかった場合等、返還が生じた場合は、次の手続きが必要となります。



(3) その他の手続き

住所氏名等
を変更した
場合

- ①養成施設等を卒業した後、住所や氏名等に変更があった場合は「異動届」を県社協に提出してください。また、養成施設等に在学中に住所氏名等に変更があった場合は、養成施設等を経由して県社協に提出してください。
- ②勤務先を変更した場合、または退職した場合は、それまで勤務していた施設等と新しく勤務することになった施設等のそれぞれの「業務従事届」を県社協あてに提出してください。
※退職し、就職活動を行い、3か月未満で再び介護・福祉の業務に従事した場合、その就職活動期間後も引き続き介護・福祉の業務に従事したとみなせる場合があります。

貸付辞退を
する場合

- ①退学、進路変更等により貸付けを辞退する場合は、「貸付停止・再開・辞退届」を養成施設等に提出してください。
- ②「貸付停止・再開・辞退届」を受理した後は、貸付けは中止となりますので、「返還計画申請書」を養成施設等に提出してください。書類は県社協に送付されます。
- ③なお、貸し付けた資金は返還計画に基づき返還していただきます。

休学・停学等
となった場
合
復学する場合

- ①休学・停学等となったときは、「貸付停止・再開・辞退届」を養成施設等に提出してください。休学期間内は貸付けが停止となります。書類は県社協に送付されます。
- ②復学したときは、「貸付停止・再開・辞退届」で復学の報告をしてください。届け出が提出された後、貸付けが再開されます。

3 手続きに必要な提出書類

〔在学中〕

(1) 必ず提出しなければならないもの

事 項	提出書類名	書式	備考
貸付けを申請するとき	申請チェックリスト		個別の状況に応じ、左記以外の書類が必要となる場合があります。 貸付決定後に県社協が送付するもの ・貸付決定通知書 ・借用証書(様式第5号)
	貸付申請書	様式第1号	
	住民票	市区町村指定のもの	
	課税証明書	市区町村指定のもの	
	誓約書	様式第2号	
	推薦書(養成校作成)	様式第3号	
入学時に45歳以上であって、離職して2年以内の方が申請するとき	離職日が確認できる書類		雇用保険受給資格者証、離職票等
貸付けが決定したとき	借用証書	様式第5号	印鑑登録証明書は修学生・連帯保証人で各1枚提出
	修学資金口座申込申請書	様式第6号	
	印鑑登録証明書	市区町村指定のもの	
複数年度にまたがる貸付けを受けるとき	在学届	様式第4号	年度が変わる度に指定養成施設等が提出

(2) 変更事項がある場合に提出するもの

変 更 事 項	提出書類名	書式	備考
修学生および保証人の住所・氏名・連絡先等の変更	異動届	様式第7号	住民票等を添付してください。
	変更があったことが確認できる書類	市区町村指定のもの	
休学・転学・停学等	貸付停止・再開・辞退届(休学・復学・転学等)	様式第8号	貸付が停止されます
復学したとき			貸付が再開されます。
退学したとき 貸付けを辞退するとき 貸付停止となったとき	貸付停止・再開・辞退届(休学・復学・転学等)	様式第8号	納入通知書を送付します。金融機関から納付してください。
	返還計画申請書	様式第11号	
返還猶予を希望するとき(在学中・被災・心身の故障等)	返還猶予申請書	様式第12号	
死亡したとき	異動届	様式第7号	貸付期間中の場合は、貸付けは終了となります。
	除籍証明書等	市区町村指定のもの	

〔卒業後〕 （参考：卒業後の手続きフローチャート）

（１）必ず提出しなければならないもの

事 項	提出書類名	書式	備考
卒業した時	卒業届(資格取得届)	様式第9号	資格登録した場合は、資格登録書(写)を添付してください。
返還する時	返還計画申請書	様式第11号	県社協から「納入通知書」が送付されます。
	業務従事届	様式第10号	福祉・介護業務に従事している場合は添付してください
氏名・住所・保証人勤務先等の変更があったとき	異動届	様式第7号	住民票等を添付してください。
	変更があったことが確認できる書類	市区町村指定のもの	

（２）返還猶予を希望する場合に提出するもの

事 項	提出書類名	書式	備考
指定する介護・福祉業務に従事したとき	業務従事届	様式第10号	1年ごとに提出してください。
	返還猶予申請書	様式第12号	
在学中・他の養成施設等へ進学したとき	在学届	様式第4号	「他の養成施設等へ進学」とは、介護福祉士養成施設等の修学生が社会福祉士養成施設等へ、社会福祉士養成施設等の修学生が介護福祉士養成施設等へ進学した場合です。
	返還猶予申請書	様式第12号	
就職活動中の場合(卒業後1年以内)	返還猶予申請書	様式第12号	就職活動をしていることを確認できる書類を提出してください。
	求職活動証明書 等		
災害・疾病等により業務に従事できないとき	返還猶予申請書	様式第12号	
	医師の診断書 罹災証明書 等		
国家試験に合格できなかったとき	返還猶予申請書	様式第12号	国家試験受験意思が確認できれば卒業後、最長2年間返還猶予が可能です。
	国家試験受験票(写)		

(3) 返還猶予の事由に変更があった場合などに提出するもの

事 項	提出書類名	書式	備考
貸付条件に定める勤務を終えたとき	業務従事届	様式第10号	返還免除が決定されると、借用証書が返還されます。
	返還免除申請書	様式第13号	
期間を空けずに、業務従事先を変更したとき	異動届	様式第7号	旧勤務先と新勤務先、それぞれで証明してもらいます。
	業務従事届 (退職前の勤務状況) (転職後の勤務状況)	様式第10号	
退職・離職等により、業務に従事しなくなったとき	業務従事届	様式第10号	貸付期間以上、介護・福祉の業務に従事していると、返還債務の一部が免除になる場合があります。
	返還免除申請書	様式第13号	
指定する介護・福祉業務を退職し、就職活動後、3か月未満で、再度介護・福祉業務に従事したとき	業務従事届 (退職前の勤務状況) (転職後の勤務状況)	様式第10号	旧勤務先と新勤務先、それぞれで証明してもらいます。
	求職活動期間等申告書	様式第14号	
	求職活動証明書 等		